

富山県報

毎週月・水・金曜日発行

令和7年5月9日

金 曜 日

第5372号

目次

目 次	
規 則	
○富山県漁業調整規則の一部を改正する規則	1
公 告	
○開発行為の工事完了	3
○随意契約の相手方等の公示	
○条件付き一般競争入札の実施	5
監査委員公告	
○監査の結果の公表	13

規則

富山県漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年5月9日

富山県知事 新 田 人 朗

富山県規則第37号

富山県漁業調整規則の一部を改正する規則

富山県漁業調整規則（令和2年富山県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項の表中

あゆ	12月 1 日から	海面
	翌年 6 月 15 日 まで	神通川（宮川を含む。）上流及び高原川の区域
	10月 1 日から 同月 7 日までの区域を除く。） 及び12月 1 日 から翌年 6 月 15日まで	内水面（神通川（宮川を含む。）上流及び高原川

を

「あゆ	12月1日から 翌年6月15日 まで	海面
	12月1日から 翌年5月31日 まで	神通川（宮川を含む。）上流及び高原川の区域
	10月1日から 同月7日までの区域並びに境川を除く。） 及び12月1日 から翌年5月 31日まで	内水面（神通川（宮川を含む。）上流及び高原川
	10月1日から 同月7日までの区域並びに境川を除く。） 及び12月1日 から翌年6月 15日まで	境川

に改める。

第49条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第56条第1項各号列記以外の部分中「者」を「場合には、当該違反行為をした者」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第57条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（水産漁港課）

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
下新川郡朝日町浜草野17番、18番、19番、20番、21番、22番、23番、24番	同 左	防火水槽		朝日町

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 5 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県庁情報通信網（L A N）運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県地方創生局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 4 月 17 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町 2 番 2 号

5 随意契約に係る契約金額

67,456,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和7年5月9日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県庁情報通信網（LAN）運用保守業務（サーバ管理分） 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県地方創生局デジタル化推進室情報システム課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月16日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

北電情報システムサービス株式会社 富山市桜橋通り3番1号

5 随意契約に係る契約金額

42,592,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第 1 項第 2 号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院令和 6 年度空調設備劣化改修工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 7 年 5 月 9 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院令和 6 年度空調設備劣化改修工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 管工事
- (4) 工事概要 ターボ冷凍機250USRTの増設及びそれに伴う冷却塔、冷水・冷却水ポンプ、自動制御設備工事一式
- (5) 工 期 契約を締結した日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで
- (6) 予定価格 180,400,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

ア 政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律 第 100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における令和7・令和8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として登載されており、かつ、管工事に係る総合数値が950点以上の者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

(2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.tch.pref.toyama.jp/>

(3) 提出期間

令和7年5月12日（月）から令和7年5月21日（水）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

4 公告に関する質問等

- (1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 6 月 4 日（水）まで（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話 076-491-7115）

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟 5 階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和 7 年 5 月 22 日（木）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 5 月 27 日（火）までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和 7 年 6 月 4 日（水）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、令和7年5月23日（金）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和7年5月23日（金）から令和7年6月4日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 令和7年6月9日（月）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院中央診療棟3階36会議室

9 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配付の際に、併せて様式の配付を受け、作成すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
- (4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。

- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第 1 号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 新田 八朗 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院令和 6 年度空調設備劣化改修工事
2. 履行期限 令和 8 年 1 月 31 日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表 FAX 番号

部署名

商号（連絡先名称）

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先 E-Mail

添付資料

(様式第2号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山県立中央病院令和6年度空調設備劣化改修工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における令和7・令和8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、管工事の等級がAの者として登載されており、かつ、管工事に係る総合数値が950点以上の者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 5 月 9 日

富山県監査委員 奥 野 詠 子

富山県監査委員 井 上 学

富山県監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員 高 橋 正 樹

1 監査対象箇所**監 査 年 月 日**

生活環境文化部	環 境 科 学 セ ン タ ー	令和 7 年 3 月 4 日
厚 生 部	新 川 厚 生 セ ン タ ー	令和 7 年 3 月 17 日
同	高 岡 厚 生 セ ン タ ー	令和 7 年 3 月 14 日
同	砺 波 厚 生 セ ン タ ー	令和 7 年 3 月 12 日
同	黒 部 学 園	令和 7 年 3 月 4 日
同	衛 生 研 究 所	令和 7 年 3 月 4 日
農林水産部	西 部 家 畜 保 健 衛 生 所	令和 7 年 3 月 21 日
教育委員会	入 善 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 18 日
同	魚 津 工 業 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 25 日
同	上 市 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 14 日
同	中 央 農 業 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 24 日
同	富 山 西 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 21 日
同	富 山 南 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 17 日
同	呉 羽 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 3 日
同	大 門 高 等 学 校	令和 7 年 3 月 3 日

監査対象箇所

監 査 年 月 日

教育委員会	新 湊 高 等 学 校	令和7年3月3日
同	伏 木 高 等 学 校	令和7年3月21日
同	高 岡 南 高 等 学 校	令和7年3月14日
同	福 岡 高 等 学 校	令和7年3月28日
同	氷 見 高 等 学 校	令和7年3月17日
同	砺 波 高 等 学 校	令和7年3月14日
同	砺 波 工 業 高 等 学 校	令和7年3月18日
同	石 動 高 等 学 校	令和7年3月31日
同	南 砺 福 野 高 等 学 校	令和7年3月25日
同	新 川 み どり 野 高 等 学 校	令和7年3月18日
同	に いか わ 総 合 支 援 学 校	令和7年3月4日
同	し ら と り 支 援 学 校	令和7年3月25日
同	富 山 高 等 支 援 学 校	令和7年3月18日
同	高 志 支 援 学 校	令和7年3月25日
同	ふ る さ と 支 援 学 校	令和7年3月21日
同	高 岡 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和7年3月18日
同	高 岡 高 等 支 援 学 校	令和7年3月18日
同	と な み 総 合 支 援 学 校	令和7年3月24日
公安委員会	魚 津 警 察 署	令和7年3月13日
同	上 市 警 察 署	令和7年3月7日
同	富 山 南 警 察 署	令和7年3月3日
同	富 山 西 警 察 署	令和7年3月11日
同	射 水 警 察 署	令和7年3月11日
同	砺 波 警 察 署	令和7年3月12日

2 監査対象年度

令和 5 年度及び令和 6 年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。
- イ 旅費の支給に誤りがあった。
- ウ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- エ 通勤手当の支給に誤りがあった。
- オ 扶養手当及び期末手当の支給に誤りがあった。
- カ 支払が遅延しているものがあった。
- キ 資金前渡金の取扱いに適正を欠くものがあった。
- ク 契約内容が適正でないものがあった。
- ケ 契約条項違反があった。
- コ 行政財産使用料の算定誤りがあった。
- サ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書の金額に誤りがあった。
- シ 交通事故による損害が生じた。（2 箇所）

